

郷土室だより

江戸質屋仲間

に関する疑義

鈴木 亀 二

はじめに

江戸質屋仲間の個々の史料は誠に少なく、私のいま知っているままとまったものは、(一)慶応義塾図書館蔵『江戸質屋会所記録』、(二)東京都公文書館蔵『質屋規則目録』、(三)一橋大学附属図書館蔵『質屋仲間規定書』の三種くらいのもので、(四)はともに「四ッ谷組」のもので、(五)は小日向方面の小組、(六)は麹町方面の小組の記録、(七)は「本芝組」のうち本芝町方面の小組の記録です。

三種それぞれに特色ある内容があり、研究上貴重な史料ですが、享保期に十七組、嘉永以降二三組の大組があったことから見ると、たった二組のもので、江戸質屋仲間の全貌を知るには、大いに事欠きます。

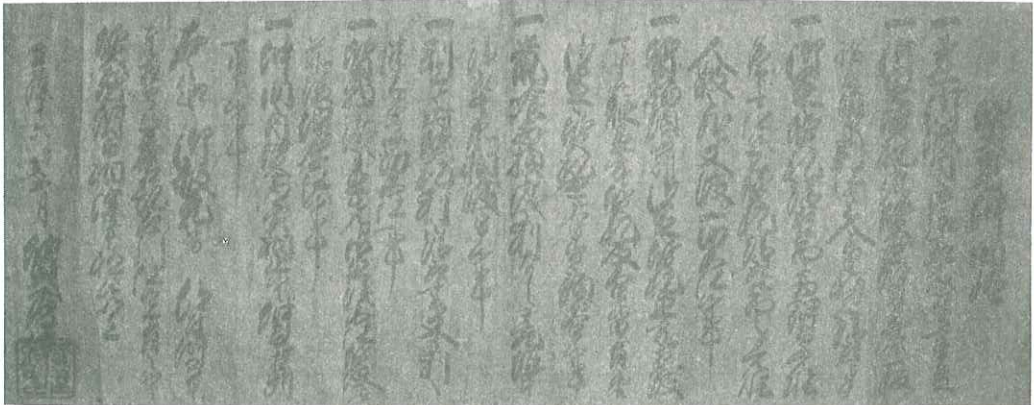
このほかに、個人所蔵の仲間史料(浅草方面のもの)が若干あり、また、国会図書館蔵「旧幕府引継書」中に、『名前帳』数種、『諸問屋再興調』(既刊)・『語色調類集』その他質屋関係記事を含む町奉行所の事務記録類があります。さらにこれを補うものとして、既刊・未刊を含めて多くの法制史料に、多少にかかわらず関係法令が必ず収録されており、殊に『正宝事録』(既刊)には多

くの訴願史料が含まれ、質屋仲間の特殊な動きをうかがうことが出来、貴重です。

幕府法令は、これを全国に及ぼすことを理想としたでしょうが、直接には江戸の質屋を対象としています。そして、主眼とするところは、質屋の「取締」にありました。

取締とは、町奉行所の発布する「品触」(しなぶれ。盗難疑害品リスト)を媒体として質取物品中から被疑類似品の発見・提出を義務付け、物証による犯人逮捕の効率化に奉仕させるため質物の出所糾明、置主・証人の身分確認手続を法定し、厳正励行せしめることを意味しました。質屋はこの至上目的に奉仕する商人として存在を許され組織的機能をもってこれを促進する団体として、仲間の組織を命ぜられたのです。元禄の惣代会所もその後の名主支配も、この目的で一貫されておりました。質屋共は常に「取締らるべき」宿命を背負い、その中で営業者としていかに身を処して行くかを模索し、仲間の親睦に努めました。近世の質屋史はこの葛藤の歴史だったと、私は認識しております。

私は三部(江戸・京都・大阪)を中心に研究して参りましたが、三都間に幽閑する歴史的諸条件の差の大きさ、



質屋仲間極(享保十六年)鈴木亀二氏蔵

特に、名主支配がもたらした江戸質屋仲間の特殊な現象に惹かれます。史料不足で、その真相はまだまだ疑雲の中にありますが、数ある宿題の内から二つ三つテーマを選び、大胆な私見を交えながらどこまで分つてどこが分らないのか、卒直に私の疑義を披瀝して見たいと思います。

一、大組分立体制の諸問題

江戸の質屋仲間は、元禄五年（一六九二）十二日、質屋惣代会所の創設にともない、取締業務上の必要から組織を命ぜられたのが嚆矢です。会所は大した業績も挙げえず、十一年間の短命で廃絶し、その後多くの願人がありました。私は惣代会所についても多くの疑義を持っており、惣代の出自・初期の会所所在地・開設年代・名称等、疑問を提起すべき資料がかなりあります。が、新史料の出現は望み薄で、私の疑義も迷宮入りの可能性が強いので、ここでは触れないことに致します。

二十年後の享保八年（一七二三）四月、質屋を含む古物取扱十四業種の組合が再編成され、精細を極めた品触調査要綱が發布されました。これは江戸独自の取締体制ですが、この中で質屋

は独自の仲間を作りました。まずこの問題を取りあげますが、参考にするべき他業種の史料が乏しいので、もっぱら「質屋近視眼」的に述べて参ります。

一、新仲間体系

当時江戸市中に散在していた質屋は二七三軒、これを最高十軒宛にまとめた小組が二五三組、さらにこれが方面別十七の大組に分属されました（表1・2参照）。

再編前の質屋仲間の様子はよく分りませんが、宝永五年（一七〇八）十一月の小日向方面仲間の新加入・名儀変更に関する負担金規定と本郷六丁目組の享保七年七月の「質屋仲間連判帳」（大田南畝『一話一言』所収）があります。この当時小日向組は二一軒でしたが、こちらは僅か四軒の小組ですが、一人の行事があり、「毎日寄合って、仲間相互に判形吟味をする。」（第二条）という規定がある。「判形吟味」とは、法定通り置主・証人の印判が押しあてあるかどうかを調べることで、注目すべき規定です。

再編成に当り、四月二日から六月五日にかけて出された一連の触書では品触調査専任の「当番名主」と町内月行事を設けしめ、「商売人の行事」は二人宛、小組には月行事一人宛を立て

させました。小組月行事は従来通りですが、商売人行事は大組単位の新制です。その任期は自主的に任せようで六月二日に申合せを済ませている「日本橋組」の規定では、「一ヵ月切りに限り候共、又は十日・十五日限り成り共、勝手次第」とあります。十日は随分短い

これは大組内の業種別人数の多寡

に関係があるのでしょう。「其の者の町所・商売・家主・家銘」と任期を明記し当番名主に届ける。

当番名主は一ヵ月持で、当六月は檜物町又右衛門と箔屋町又兵衛の二人、以下九月まで人選が出来ていました

表 1 業種別小組・人数表

業 種	組 数	人 数	%
質 屋	253	2,731	25.2
古 着 屋 (仲買共)	110	1,182	11.0
古着仕立屋 (")	17	200	1.8
古 着 買 (")	130	1,407	13.0
古 着 中 買 (振売 せり売6種)	20	238	2.2
古 道 具 屋	209	2,335	21.5
唐 物 屋	15	128	1.2
小 道 具 屋	49	511	4.7
小 道 具 (迂うり中買)	3	32	0.3
小道具取うり	4	62	0.6
古 鉄 屋	75	793	7.3
古 鉄 買	101	1,116	10.3
古 金 (中買迂うり)	8	88	0.8
古金振うり	2	16	0.1
計	996	10,839	100

『正宝事録』第2巻1900号より作成、%は筆者。

・古道具屋の三業種で全体の六〇%近くをしめている実情から察すれば、大組の構成実体は大体想像がつくと同時に、仲間再編成の至上目的である品触調査効率促進に関する町奉行所の狙いなどがどこにあったかも、ほぼ察しがつきます。十四業種を網羅し、業者所在の実情に即した大組分けを、二ヵ月足らずで成し遂げた年番名主たちのお手並はさすがだと思いますが、その過程で取締の主体となる業種が絞られていたであろうことを考えますと、私にはこの大組分けは、形式的な偽制であるように思えるのです。それは、取締の成果を最も期待した質屋仲間に対し、大組の枠だけはそのまま残しながら独自の仲間を作らせたことによく現われていると思います。つまり、当初の業種混成の大組建てという構想から、町奉行所の都合で質屋を分離せしめた。しかし、大組だけは外さなかった。取締の都合上分離するが、一本立ちは許さないという限界だけは周到に残したのです。これがのちのちまでいろんな分散の矛盾を生むことになり、江戸の質屋仲間が、京都や大阪の仲間のように統一体として育ちえなかつた最大の原因だと私は考えております。

二、質屋仲間の構造

質屋仲間は各小組に順勤の月行事を置き、集金・諸連絡・品触調査を担当させ、最寄の小組いくつかでグループを作り、「大行事」がこれを統轄しました。四ツ谷組の「仲間規定書」(全八条)の第六条に「年番大行事動方」があります。一ヵ年その組の内、「兩人持切」とし、名前を支配名主は勿論、肝煎名主にも届ける。大行事の任務は八つほどあげていますが、仲間業務全般にわたっています。大行事制がいつから発足したか、正確には不明ですが、「右元禄より享保の頃」と注記がある。一年二人持切制はその後改訂されたらしく、明和四年(一七六四)八月七日の惣行事寄合で、「大行事を勤めた

表2 「惣町中向寄組分け控」表

大 組 名	範 囲	名主数	町方番組	名主数
室 町 組	室町より大伝馬町辺、本石町、鉄炮町まで	2	1番組	17
小 伝 馬 町 組	小伝馬町一丁目より堺町、高砂町、富沢町、浜町～橋町辺、神田紺屋町～馬喰町まで	18	2 "	18
浅 草 組	平右衛門町より浅草筋通新町まで	30	3 "	30
本 橋 組	通一丁目より四丁目まで	9	4 "	9
中 京 橋 組	南伝馬町一丁目より三丁目まで	11	5 "	11
芝 岸 組	銀座一丁目より出雲町、木挽町まで	13	6 "	14
芝 口 組	南北八丁堀より鉄炮洲辺佃島まで	14	7 "	15
本 芝 組	芝口町一丁目より浜松町四町分桜田辺まで	18	8 "	17
本 麻 組	本芝町、金杉町、高輪町まで	14	9 "	15
赤 坂 組	市兵衛町、渋谷下高輪、品川台町辺まで	16	10 "	19
赤 坂 組	赤坂伝馬町、青山辺まで	4	10 "	19
三 河 組	三河町より須田町、松田町、白壁町まで	10	11 "	9
本 郷 組	佐久間町より下谷、本郷、小石川、巢鴨辺、駒込、谷中まで	32	12 "	9
本 郷 組			13 "	10
本 郷 組			14 "	13
四 ッ 谷 組	麴町より飯田町、市谷、牛込、小日向、大塚辺まで	26	15 "	26
本 所 組	尾上町より林町、緑町、吉田町辺まで	10	16 "	10
深 川 組	佐賀町、富田町、本所元町、申郷亀戸まで	22	17 "	21
新 吉 組		1	17 "	21
計	17	268	17	263

『正宝事録』第2巻1900号により作成。ただし配列は町方番組に合わせた。町方番組との対照は、1838号の名主名により筆者が行なった。

ら翌月三日の内に次の大行事へ帳面類を申送ること。これを怠った者は翌月も大行事を勤めさせる。」という一種の制裁規定が出来ました。仲間の諸帳面ない職務だったことがよく分ります。

事実大行事はかなり多忙で責任は重く、対外的に貫禄も必要でしろうから、誰でも順動という訳にはいかない。時には商売そっちのけにもなるので、余裕と人望のある仁が押し付けられる。とかく敬遠され勝ちの名譽職です。

慶応期の「廻町組」の話ですが、長い間に仲間の古記録が沢山たまってしまったので、これを六番組の大店越前屋又左衛門に預って貰おうと、月行事が相談の上頼みにいった。ところが越又は「これを預ると、いつまでも大行事持ち切りになる惧れがあるからご免だ」と拒否した。そこで、そういうことは絶対させないという一札を入れた。新入りの質屋には土蔵のない者も多く、火事の時心配だし「かつ、古き事等新入の仁に見せたくないこともある」という条件で、越又は渋々預ることにしました。含蓄のある話だと思います。

一年二人特切制から一ヵ月一人制への移行には、大行事の負担を軽くする配慮があったのですが、本芝組の文化末年の規定では、大行事は「半年兩人持切」となっており、組によって違いがあったことが分ります。

七組ブロックを「廻町組」と通称しており、大行事が一人いました。この内六番組のメンバーだけが分っています。名前は省略しますが、廻町三丁目四人、四丁目三人、七丁目一人、山元町二人、平河町三丁目一人、計十一人。家持は四丁目の越前屋又左衛門一人で、あと十人は「店借」です。

大行事の選出規準は、全仲間が統一されていたとは限りませんが、その総数はかなり多かったと思われまます。享保の大組規定とは全然別の構造だったことは明白ですが、さらにそれを統合した高次の組織には発展しなかった。大行事を中核とした仲間はあったが、「惣仲間」はなかったのです。私にはいま、ここまでしか分っておりません。

三、分立体制の矛盾

私は江戸の質屋仲間は「大組分立」のまま存続したのだと思います。これは名主支配という基本形態がもたらした必然的な帰趨で、仲間は、分散的に虚勢されたまま飼い馴らされた観がある。しかし、これは「取締」というしがらみの中の話で、「営業」という面では本能的な抵抗を示したことも事実です。

文政二年（一八一九）十月の利下げ問題に関し、廻町十一丁目武蔵屋へ「

四ッ谷組・赤坂組、すべて山之手組残らず出席、肝煎名主塩崎茂八郎ほか十二、三人の名前が集り、経過報告の上、修正利下げ率を示している。とにかく山之手方面の六組が集めた。しかし、主導は名主側にあり、その決定に異議を出す余地はなかったが、それでも「今後御役所様で厳しく穿鑿されても、これ以上の引方には応じられない」という付帯決議だけはつけています。ただ、ほかの組はどうだったかは一向に分らない。

享保四年以降、惣代再興をはじめ、質屋を取締る「御為筋」の出願が十数件ありました。町年寄から年番名主を呼び、支障の有無を諮問し、返答書を出させるのが通例でしたが、直接利害関係者である質屋仲間の意見聴取が、どの程度まで行われたかよく分りません。年番名主の返答書がほとんど十日足らずで出されているのを見ますと、総意の反映は疑わしい。もっとも質屋側はすべて反対で一貫しているので、名主は代辞上苦勞しなかつたと思えますが、中には「そうしてくれば名主の手が抜けて助かるが……」という意見も入っています。名主支配の原則では、質屋だけの下意上達はないので仕方がないのです。ところが町奉行所がこの原則を破ることが間々ある。

元文元年（一七三六）六月、いわゆる「元文改鑄」で、旧貨と新貨の両替に六割半の「増歩」をつけた。質屋は水増し新貨で質受けされては迷惑と、大岡越前守番所へ陳情した。これに対し、大岡は一切訴訟を厳禁したので、質屋共は質取拒否戦術に出た。大岡は六月六日「町中質屋共」を番所へ召集を命じ、質取拒否を叱責しています。結局大岡は譲歩をするのですが、これも同十四日に米屋や札差などと一緒に質屋を呼びつけて申渡している。「質屋共」とありますが、事態が事態だけに、大行事の代表が呼ばれたでしょう。珍らしい例ですが、仲間にとっては納得がいきます。

享保十二年、惣代願人が多いので、北新堀町の質屋平右衛門らが、大岡番所へ反対陳情し、後日願人共と平右衛門らが呼出され、大岡から直接に、以後惣代願は罷り成らぬと申渡されています。そして五年後には、今度はその平右衛門ら三人連印で、永久橋取払い後の町の衰微を救うための架橋を出願しているが、その費用は株立てを条件に全質屋から年々金一分宛三年間拠出の財源案を付している。この方は質屋仲間の存在と撞着して、何とも納得がいきません。

享保十四年十月、「貸金五分利令」

(元禄十五年以来の貸金は年五%に利下げせよという触、質屋も含む)に対し、質屋から多くの歎願書が大岡番所へ出されました。大岡はこれを年番名主に下げ渡して、「訳立ち候様にも相聞候分」だけを撰別し報告を命じました。報告書を見ますと、九組・十二通の利下げ緩和案と六組の五%受諾が出ています。参考のために現中央区の組名は次の通りです。

小伝馬町組 室町一番組 本銀町
一丁目組 八丁堀組 富沢町組
「小伝馬町組」は大組名ですが、他はすべて小組名です(他も同じ)。歎願総数は相当多数だったと思いますが、すべて小組のものだったでしょう。戦術とは思えないので、この無統制にはあきれざるをえません。

さらに明和期以降は訴願人の取扱等に変化が出て来ます。明和七年(一七七〇)の株立て・上納金の申渡し、天明八年(一七八八)のその解除の申渡しに名主が参与していない。訴願は四件ほどあったが、返答書は質屋側から直接出されています。最も不可解な例は、天保十三年十二月の質物利下令の直前、南の市中取締掛詮議役与力中田新太郎が、旧本芝組へ来て利下げ表を内示し、「これを下から申立てたようにするか、それともお上の仰せ渡しに

するか、よく考えて返事をせよ」と伝えていたことでは、天保改革中で仲間ではないが、「世話番」というのがあった(後述)。おそらくこの辺を目標にしたと思うのですが、質屋にとって最も重大な問題をいとも簡単に扱っている。世話番も因って名主に相談したのでしょうか。諸色掛名主から「仰せ渡されが然るべきでしょう」と答えている。

以上、いろいろな引例をしました。名主支配の大組分立体制を逸脱した町奉行所の行為はどう解釈すべきか、私には大きな疑問として残ります。町奉行所の都合によっては方法を選ばず、ということはある程度ありうるでしょう。大組建ての偽制は、質屋仲間の自主的団結と発言を封ずるには最後まで役立つ。そこから派生する逸脱・矛盾は、質屋側を利用するのは抹殺これ努めた。他は奉行所側の恣意を貫いた。私にはそうとは思えませんが、まだ釈然と致しません。

二、仮組と「名前帳」

天保改革の諸問屋仲間解放令で、江戸質屋仲間は天保十三年(一八四二)二月二十八日に実質的に解散しています(町触は五月十一日)。従来からの仲間形態から見ても、解散による悪影響は大

してなかったでしょう。それよりも頭を痛めたのはむしろ品触調査を仲間依存していた町奉行所側で、仲間のあんなしに聞せず、この問題は座視出来ない。そこで発案されたのが、「仮御主法」です。組織がなくては経済行政上支障のある業種、米問屋・蔵宿(札差)・船床・髪結床・魚問屋などに仮御主法を適用して、仲間機能を温存させました。質屋仲間には防犯上の奉仕をさせるための「世話番」「大世話番」を設けさせました。

天保改革の仲間解放令は、全国的に見ると不徹底だと評されますが、最も厳しいはずの江戸にも抜道があった。のち、仲間再興を主導した町奉行遠山景元は、このご都合主義を批判しております(『諸問屋再興調』(一))。

質屋仲間(仲間はないのだが)の世話番・大世話番は、月行事・大行事の換骨奪胎であることはいうまでもないが、これを質屋側はどう考えていたか、一例を挙げましょう。

嘉永元年(一八四八)六月、元麴町組地区の平河町二丁目目で新規開業者があつて、世話番に仲間入の相談に来た。世話番から大世話番にこれを伝えると「年来仲間組合だったので、その好みで品触調査やその他すべて、お互に行届くように世話をし合っているだけで

ある」仲間入などとは以ての外となしなめています。大世話番には「仲間」ということはタブーだったが、新規業者は仲間があると思っていたのです。また、旧小日向組の記録には、一ヵ月順勤の世話番申送りの記事が沢山あります。「まぼろしの仲間」が温存していたことが、よく分ります。

一、仮組の問題

天保改革の経済政策の失敗は、やがて嘉永四年三月、諸問屋仲間再興令の発布となります。再興に当り幕府は、改革期を境として、以後の新規開業者を「仮組」として分離し、資格審査を経て「本(元)組」編入を許すという留保条件をつけ、本組・仮組を分けて登録させました。質屋仲間にも仮組は存在しましたが、大阪などでは仲間加入金を納めることで本組編入を認めています。金で解決しているところはいかにも大阪らしい。京都はいろいろ採めて仲間が再興されませんでした。本・仮別帳登録は指示されています。お膝許の江戸質屋仲間はどうか明らかな史料に接しません。

江戸の古物取扱業者は、かつての十四業種が「八品商売人」(質屋・古着屋・古着買・小道具屋・唐物屋・古道具屋・古鉄屋・古鉄買)に統合されて



講演中の鈴木亀二氏

な気がします。しかし、質屋などは事実上旧体温存だったのが再興への対応は早かった。

旧四ッ谷組では四年十月十九日、名主から再興の申渡しがあり、二日に市ヶ谷「初昔」へ集合、名前帳調印を済ませている。そして席上名主から、四ッ谷組は今後「十五番組の内」と改称される旨が伝えられました。「内」と言っただけの麴町組だけの寄合だったからです。しかし、仮組分離の沙汰は何もなかった。

これは、のちも江戸質屋仲間再興過程を考える上で、重要な事実です。

その後の質屋仲間の記録には「仮組」という語は見られません。では何も差別がなかったか。旧麴町組の記録には

いましたが、それでも多業種で一万二千人を越す多数の上に異動がはげしく町年寄の人員掌握が渋滞したのと品触吟味関係法令の手直しにかなり時間がかかり、再興を申渡されたのは嘉永六年三月晦日でした。当面世話番制で品触調査業務は間に合っていたので、町奉行所も案内ノンビリしていたよう

「古組・新組」の差別があり「谷町四番組」と「外町十二番組」が包括されたらした。この二組に対しては参会に出席出来ないのと「大行事箱」の廻達をしないという差別をしてい

を意識した差別だったようです。この差別が解消するのは慶応元年十月からです。その時の大行事の次の記録があります。

一、去る天保年中、諸株御取潰しに相成り、追々渡世向も増し、其の後再興にも仰せ出され候へども、古組・新組と相成り、規定も相崩れ候に付、今般向後規定相極め、新古御熟談の上一同に相成り、兩國柳橋河内屋半次郎方に会合致し、御承知の上新帳へ規定相認め、連印万端滞りなく相済み申し候、此段念の為記し置き候、以上、

慶応元年十一月 大行事六番組 善右衛門

会場が柳橋であることを考えると、十五番組よりもっと広範囲の会合だった印象を受けますが、この時「式法定」が出来、物価騰貴に即応した諸負担金の改訂が決まりました。さらに十二月八日に注意すべき記事がある。「町年寄役所へ家督相続や後見・新規仲間追入れ加入を是迄届けをしなかった者を届ける様に、樽屋(担任町年寄)から沙汰があったので、御挨拶・諸入用を納めた」とある。披露の明細を見ると、「此方裏町其外共七軒」「新加入式拾九軒」計三十六軒で金五両余を納めている。「式法定」の連印を検すると

これらは「新組」の者であることは明らかで、今まで町年寄役所へ届けてなかったことが分るが、やっとこれで古新一同となりました。大阪では安政四年(一八五七)十二月二日、奉行所から「仮組の者一同、以来株の唱えを差免す」六ヵ月限り去就を明らかにせよ、と触れているのを見ると、江戸は

かなり遅い。この辺の事情はよく分りませんが、江戸の質屋仲間が「仮組」の称を用いず「新組」と呼んでいるのが、注意されます。とにかく、今のところ極端な差別を示す史料には接しません。しかし、これは質屋だけのことで、今後他の七品商売人について研究して見ないと、単純な類推は出来ません。仮組については、拙著『増補・近世質屋史談』所収「南郷嶋之内組おほえ書」を参照して下さい。

二、嘉永「名前帳」の謎

国会図書館蔵「旧幕府引継書」中に大部の「八品商名前帳」があり、この内「質屋の部」は八冊あります。名主番組に改まり一―二番組、番外品川・新吉原計二三組の町所・名前・押印がある。前書の年記は「嘉永四年三月」ですが、これは再興令に合せた恒例的なものです。ところが中に「慶応二年四月」とあるのが三組、年記を欠く

のが二組ある。慶応三年までの異動追記があるが、全然ない番組もある。再興以降十七年間の移動がすべて追記されているかどうか、私には甚だ疑問です。それはともかく、この名前帳にはいくつもの問題があるのです。

仲間再興名前帳提出の一般的原则は(1)初めに半紙印鑑帳を提出。(2)町奉行所掛で取調の上、伺いを経て、義濃紙本帳を出させる。(3)印鑑帳は奉行所保留、本帳は町年寄役所備用ということになっていました。

現存名前帳は半紙仕立てで印鑑がある。これは(1)の可能性が大了。四ツ谷組が四年十月二日に調印を済ませたのはこの名前帳ではあるまいか。他の組も十月中には調印完了し、各名主から町年寄役所へ提出されたに違いない。しかし、他業種全体の調製は進捗せず、町年寄を焦燥させ、五年二月、簡素化の上申となった。

(1)移動のはげしい業種があり、一々訂正困難なので、最初の半紙印鑑帳をそのまま本帳に認めてほしい。(2)現在手許にそう古くない名前帳があるので経費の点と改革前の例にならない、これを半紙帳に仕立て提出したい。(3)奉行所控に印鑑帳が要るなら差図次第提出する。(4)従来の番組では適当でない点があるので、この際名主番組に統合し

てはどうか。

これに対し南北両奉行所の年番与力が協議の上意見を出している(五月)。「奉行所控は印鑑がなくとも差支えないので、この商売人共に限り、印鑑帳提出に及ばず、としてもよいと思う」、名主番組への統合も然るべし、と賛意を表しています。(上申書へヒレ紙)。

すこし時間がかり過ぎていたのが気になるが、南北打合せに手間取ったと見ておきましょう。その替り決裁は早く、六月二日付で町年寄の「承付」(うけたまわり付け。たしかに承りましたの請書)が記されています。そして同日「再興・八品商売人取調申上候書付」で現在人数を書上げている。当面貨屋だけを挙げておきます。

一、質屋

新古現在人数
式千七拾五人

(以上『諸問屋再興調』(四))

問題はこの人数にある。町年寄は何に基づいて計上したか。実は現存名前帳の人数を、追記の分を除去して私の計算したところでは一七三三人で、三〇〇人程少ない。報告人数は「新古」とあるので、いわゆる仮組を含んでいるのではないかと初めは考えもしましたが、仮組別帳登録はなかったと確信し、典拠にした人名帳は違うものである、と断定しました。以下、諸物緯を

個条書に整理して見ました。

(1)四年十月二日、新十五番の名前帳調印済。席上名主番組への統合発表。他組も十月中には完了したであろう。

(2)五年二月、町年寄手続簡素化の特例承認方と名主番組への統合案上申。

(3)同五月、南北年番与力町年寄案に賛意表明(上申書へ添紙)。この時点では町年寄の八品商売人調査は「未だ私取調罷在候分」に属し、未了だった。

(4)六月二日、簡素化特例・名主番組編入の上申認可、町年寄「承付」。

(5)同日、八品商売人新古人数書上げ。

(6)六年三月晦日、再興申渡。一番組質屋惣代・古着屋惣代請書出す。

以下、簡単に私の独断的結論だけを述べて終りたいと思います。

町年寄の人数報告は、従前からの手許備用名前帳(A)を集計したもので、既提出されていた質屋の印鑑帳(B)は、全般調査未了の為使用されなかった。

(B)帳人数が(A)帳より三四〇人程少ないのは、四年十月までの廃業者が(A)帳に訂正されていないために起きた差である。(B)帳は町奉行所には提出されなかった。しかし、慶応三年分の追記が多いために、同元年十二月に出されたはず

の十五番組の相続・新加入等の追記がない。この点を考えると町奉行所備用かも知れないが、とにかく、(B)帳には訂正・追記に多くの脱漏があることはたしかで、この点一部の慶応二年四月年記とともに、今はまだ解き難い謎として残ります。今後他業種のものも対照して、(B)帳の徹底的分析を期したいと存じます。

京都・大阪に指示された仮組分離登録がなぜ江戸の質屋仲間にも適用されなかったか、また、「新古一同」が大阪よりも八年も遅かった理由もよく分りません。江戸の新古差別は自然発生的に生じたもので、あまり極端なものではなかったもので、町奉行所の指示はなく、自主的に解消させたのかも知れない。また、名主番組への統合が、町年寄の上申よりも早く披露されているのも大いに気になります。今はみんな宿題にしておきます。

おわりに

江戸質屋仲間の歴史の中で、疑義のある多くのテーマの中から、仲間体系の分散性と仮組―名前帳の二つを抽出し、私なりにの考察を試みました。今まで結論を保留していたテーマですが、たまにはよからうかと思いついて結論

めかしいものを出して見ました。それぞれ背景となつている事柄が説明不足で、さぞご理解しにくかろうと申訳なく思つておりますが、綿密な考証・論証を要する大きなテーマを、史料不足のまま短文で処理した軽率さをお詫び致します。また、文中一々出典を明示しませんでした。また、文中一々出典は都公文書館史料、小日向方面は慶応史料、本芝組関係は一橋史料に拠つて

います。最後に、読者諸彦の中から「まだこんな史料があるよ」というご教示をひたすら期待してベンを擱きます。

※

『参考書』 渋谷・鈴木・石山共著 『日本の質屋』(早大出版部)、拙著 『近世質屋史稿』『増補・近世質屋史談』(行人社刊)。興味をお持ちの方は、ご一読下さい。

著者 鈴木亀二氏 御紹介

大正三年十月 神奈川県鎌倉生

横須賀市立謝訪尋常高等学校卒

現在 横須賀史学研究会会員

専攻 近世質屋営業史

鈴木亀二氏には、昭和六十二年九月

五日、第五十二回 東京を語る会(当館開催)におきまして『武士の質入』

と題して、講演していただきました。その後、あらためてこの『郷土室だより』のために江戸時代の質屋について書いていただきました。

当館所蔵 近世質屋関係書

鈴木亀二氏著作より

日本の質屋(共著) 33871-3

近世質屋史稿 K6722-ス

増補・近世質屋史談 K6722-ス

その他

大日本近世史料・諸問屋再興調

正宝事録 K6711-3

一話一言(大田南畝著) K3101-シ

日本隨筆大成 別巻1-6所収 91451-二

幸田成友著作集1 01861-コ

◇東京を語る会 第53回

日時 昭和六十三年二月十三日(土)

午後二時から三時半

演題 銀座裏のつぶやき

(一住民の主張)

講師 勝又康雄氏(金春通り会会長)

権葉一二氏(御門)

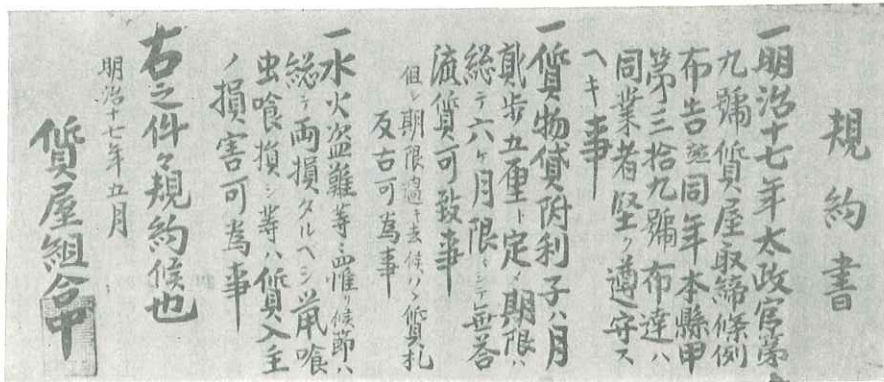
会場 中央区立京橋図書館・鑑賞室

芝口御門

銀座の柳二世の育成

規約書(明治十七年)

鈴木亀二氏蔵



主に以上五つの事を軸に、一味違つた銀座の、下町情緒あふれる、人情話を語っていただきます。多数の御参加をお待ちしております。

「中央区年表―江戸時代篇・索引」 刊行予定のお知らせ

昭和五十八年から六十二年にかけて刊行、有償頒布した『中央区年表―江戸時代篇上・中・下』の三巻の総索引を昭和六十三年三月に刊行します。各巻の巻頭のはしがきにも明記してありますように、三巻を通して、主な項目を抽出し、事項索引と人名索引とに分けて、編集いたしました。

また、訂正事項をも、三巻分まとめて掲載いたしました。

これは『中央区年表―江戸時代篇』の附録として、本篇を御購入いただいた方々へ、無料で頒布する予定です。大きさは、「本篇」と同じA5判で、約百頁の予定です。

『中央区年表―江戸時代篇』同様、

皆様のお役に立てば、幸いです。

なお、『中央区年表―江戸時代篇』

は、上・中・下巻とも残部はまだございますので、詳しくは、左記まで、お問い合わせください。

記 中央区立京橋図書館(事務室)

電話 54319025

能楽金春祭りの開催
汐留の踏切の永久保存
築地川(浜離宮濠)を守る